

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 2026 年 8 月 13 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
② 届出者 氏 名 代表取締役 千田 一乃

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-080339
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃねおしんわ 株式会社ネオシンワ
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 6 9 - 0 0 7 5 電話 03 (3209) 2453
	とうきょうとしんじゅくくたかだのばにちようめ14ばん2ごう 東京都新宿区高田馬場二丁目 14 番 2 号
	しんようびる 805
	新陽ビル 805
⑥適用開始・変更予定日	2026 年 8 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙のとおり
⑧備 考	コーディネーター室 鯉江 眞美 03-3209-2453



届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____0円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____50% *更新を見込む場合は就職後1年間で支払われる賃金見込額とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____0% 手数料負担者は 求人者 とします。

*手数料は、上記の範囲内において求人者又は関係雇用主と合意した金額とします。

*上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-080339

事業所の名称及び所在地 株式会社ネオシンワ

東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル8階